

令和6年度 第3回富山県最低賃金専門部会議事録

1. 日 時

令和6年7月31日(水) 9:30~11:00

2. 場 所

富山労働総合庁舎 5階大会議室

3. 出席者

公益代表委員	長尾部会長、堀岡部会長代理、高倉委員
労働者代表委員	石田委員、大森委員、黒川委員
使用者代表委員	寺山委員、江下委員、八田委員
事務局	倉重労働基準部長、成田賃金室長、佐竹賃金室長補佐

4. 議事次第

- (1) 金額審議
- (2) その他

5. 資 料

次第のみ

6. 議事内容

[佐竹賃金室長補佐] 定刻となりましたので、第3回富山県最低賃金専門部会を始めさせていただきますと思います。

本日は、専門部会委員9名全員に御出席いただき、定足数を満たしていることから、本専門部会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、議事進行を長尾部会長にお願いいたします。

[長尾部会長] ただ今から、令和6年度第3回富山県最低賃金専門部会の議事に入ります。

本日は3回目の部会審議ですが、労使各側の歩み寄りにより、全会一致での結論が得られますよう御協力をお願いします。

なお、1回目の審議でお示ししたとおり、公労使三者での審議は公開、公労・公使での二者の審議は非公開とします。

それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事は金額審議のみとなっておりますが、まず、前回2回目の部会において労使各側から表明のあった基本的主張について、ごく簡単ではありますが、論点を整理し、そのうえで審議を進めていきたいと思っております。

内容につきましては、部会長代理が御報告いたします。

[堀岡部会長代理] まず、労働者側の御主張は、基本的な考え方として、最低賃金近傍で働く労働者の暮らしを重視するとともに、今年、春以降の賃上げの流れを県内全体に波

及させること、また、地域間額差の是正を図ることにに関して前向きな結論を得たいと主張されました。

その上で、3つの点を主張されました。

一つ目の主張は、物価上昇が続く中、最低賃金近傍で働く労働者の生活の維持・向上を図るため、最低賃金の絶対水準を確保する必要があるという主張です。労働者側は、実質賃金の前年同月比のマイナスが2年以上続いていること、富山県の消費者物価指数は高水準であり全国値を上回って推移していること、富山県の標準生計費が上昇傾向で推移していることを指摘した上で、こうした状況において、最低賃金近傍の労働者の生活は厳しさを増しており、昨年を上回る引上げが必要であると主張されました。

二つ目の主張は、最低賃金の引上げ幅については、本年の賃上げ状況とともに、地域間格差是正分を反映する必要があるという主張です。連合富山による春闘の回答集計結果では、全体の妥結状況を見ると加重平均で時間額にして78.4円、99人以下の規模でも56.5円であり、この流れを最低賃金近傍の労働者にも波及させるとともに、都市部等の最低賃金額の高い地域との地域間額差の是正も考慮する必要があると主張されました。

三つ目の主張は、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備を一層進めなければならないという主張です。富山県の募集賃金は最低賃金を大きく上回っており、賃金水準の底上げは、実情を捉えたものとして進める必要があると主張する一方で、中小・小規模事業者の価格転嫁や賃上げ分に対する財政支援等が促進されなければならないと、関係者が連携して賃上げのための環境整備に取り組む必要があると主張されました。

次に、使用者側の御主張ですが、まず、政府の目標や中賃の目安が先行し、結論ありきの報道への強い違和感を覚えるとの指摘がありました。また中賃は答申文では目安は地賃審議を拘束しないとする一方で、目安に配意を求める等の記載があり不自然さを感じるとの御指摘がありました。

また、昨年の改正による全国の影響率は21.6%となり、現在の最低賃金を負担に感じる企業の割合が65.7%へと増加し、昨年度の最賃引上げによる企業経営への影響は大きいとの御指摘がありました。

その上で、罰則付きの最低賃金は、経営判断による賃上げとは意味合いが全く異なり、昨今の賃金引上げへの期待感にとらわれず、データに基づく審議を強く求めると主張されました。

そして、3要素に関して主張がありました。

まず、生計費について、富山市の消費者物価指数は3%超えと引き続き高い水準にあり、使用者としても最低賃金近傍の労働者への影響は十分に考慮すべきであるとのことでした。

次に、賃金について、中小企業の賃上げ率が3.92%となるなど、中小事業者を含め、賃上げの動きは着実に広がっているとのことでした。

そして、賃金支払い能力について、富山県の中小企業の業況判断DIは全産業、製造業、非製造業ともにマイナス値となっている。日本商工会議所の調査では、賃上げ率の分布では5%以上が全体の24.7%を占める一方、1%未満・賃下げが合わせて24.7%と二極化する傾向がみられる。富山県経営者協会が公表した賃金改定状況調査結果は、改定率4.39%であったが、改定率の低い企業は調査に回答しないなどがあり、この数値は実体を反映していないことも想定されるとのことでした。

今年度の審議にあたっては、最低賃金の一定程度引上げの必要性は十分理解しつつも、賃金改定状況調査の結果、とりわけ第4表を重視し、慎重な審議を求めたいとのことでした。

[長尾部会長] あらためてこの場で御主張なされたいこと等ございましたら、お伺いしたいと思います。

労働者側はいかがでしょう。

[労働者側委員] ありません。

[長尾部会長] 使用者側はいかがでしょう。

[寺山委員] 発言してもよろしいでしょうか。追加資料の中で、富山県最低賃金額と富山県の所定内給与の時間換算額の推移を配付していただきました。まず一つは最低賃金ですが、平成16年から令和5年まで644円から948円と47.2%、約1.5倍に上がっています。当時の最低賃金近傍で働いていた方々に比べると、今1.5倍の最低賃金ということなんです。所定内給与の上がり具合は11.7%、約1割なんですね。いろんな政策リスク的なこともあると思いますが、何が言いたいかといえば、最低賃金は決して上昇率が低いわけではないことを確認したいので、このデータをリクエストいたしました。

以上です。

[長尾部会長] それでは、前回お伺いした基本的主張について、論点を要約して述べていただきました。この主張を踏まえ、また各種資料を踏まえて金額審議に入りたいと思います。二者での審議がよろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[長尾部会長] それでは、二者での審議を行います。労働者側からお話を伺いますので、使用者側は控室でお待ちください。傍聴人は退出してください。

(傍聴人退室)

(二者審議)

(傍聴人入室)

[長尾部会長] 全体での部会を再開いたします。先ほど使用者側から金額提示をしていただきました。その考え方を労働者側にお伝えしました。それに対する議論は、次回にさせていただきます。公益委員が労使各側から御意見をお聞きした感触ですが、まだ金額には大きな開きがございますが、双方歩み寄りの余地があるように思います。次回において全会一致での結論が得られるよう、議論を深めていきたいと思っております。

[長尾部会長] それでは、次回第4回は8月2日（金）午後1時30分から、この会場で部会を開催し、再度審議を行いたいと存します。

次回は全会一致で結論が得られますよう、御協力をよろしくお願いいたします。

そのほかに何かございますでしょうか。なければ、本日の審議はこれで終了させていただきます。

なお、議事録確認担当委員は、私のほか、

労働者代表委員からは、石田委員

使用者代表委員からは、寺山委員

のお二人にお願いします。

以上で、本日の審議を終了します。お疲れ様でした。